長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第９５条及び第９９条の規定の例により公告する。

令和８年１１月２６日

長浜市長　浅見　宣義

公売の方法	期間入札
入札期間	令和８年１２月　７日（月）１０時００分から 令和８年１２月１１日（金）１６時００分まで
公売の場所	滋賀県長浜市八幡東町６３２番地 長浜市役所　１階　滞納整理課
売却決定の日時	令和８年１２月１４日（月）１０時３０分
売却決定の場所	滋賀県長浜市八幡東町６３２番地 長浜市役所　１階　滞納整理課
買受代金の納付の期限	令和８年１２月１８日（金）１６時００分
公売保証金	なし
見積価額	別紙のとおり
買受人の資格その他要件	国税徴収法第９２条及び第１０８条第１項該当者は、買受人となることはできません。
公売財産上の質権者、抵当権者の権利等の内容の申出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその権利の内容を申し出てください。
公売財産の表示	別紙のとおり

その他の事項	1　見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。 2　公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 3　公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。また、引渡財産は、買受代金納付時点の現状有姿により行います。 4　長浜市（執行機関）は公売財産について契約不適合責任を負いません。 5　売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。 6　執行機関が公売財産を占有しているので、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。 7　その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 8　やむを得ない事象があった場合、公売を中止することがあります。 9　入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合に、長浜市は何ら補償しません。

別紙

公売財産の名称、数量、公売保証金及び見積価額			
公売財産の名称、数量	一眼レフカメラ(ニコン)　１台		
見 積 価 額	４，９００円	公売保証金	なし
公売財産の名称、数量	ギター(ヤマハ)　１本		
見 積 価 額	２，８００円	公売保証金	なし
公売財産の名称、数量	高圧洗浄機(ケルヒャー)　１台		
見 積 価 額	７，０００円	公売保証金	なし